

○新任運転適性指導員研修の終了者等に対する実務実習に関する規程

(平成 15 年 1 月 10 日公安委員会規程第 1 号)

改正 平成 25 年 5 月 22 日公安委員会規程第 5 号

新任運転適性指導員研修の終了者等に対する実務実習に関する規程を次のように定める。
新任運転適性指導員研修の終了者等に対する実務実習に関する規程

(目的)

第 1 条 この規程は、指定講習機関に関する規則(平成 2 年国家公安委員会規則第 1 号)

第 5 条第 5 号に定める国家公安委員会が指定する講習(自動車安全運転センターが実施する新任運転適性指導員研修又は取消処分者講習指導員(一般)研修をいう。)の終了者等に対し、実務実習を実施することにより、運転適性指導員が行う講習の実効性を確保することを目的とする。

(実務実習の対象者)

第 2 条 岡山県公安委員会(以下「公安委員会」という。)は、次に掲げる者を実務実習の対象者(以下「実習生」という。)として指定する。なお、実習生に飲酒取消講習の実務実習を実施させる場合には、当該実習生は、アルコール依存症の専門医から、アルコールスクリーニングテスト、ブリーフ・インターベンション及びディスカッションについての教養を受けた者でなければならないものとする。

(1) 新任運転適性指導員研修又は取消処分者講習指導員(一般)研修の終了者で、運転適性指導員として講習に従事することを予定している者

(2) 公安委員会が行う運転適性指導についての技能及び知識に関する審査に合格した者のうち、講習指導員として従事した期間から 3 年以上経過している者

(3) 公安委員会が実習の必要性があると認めた運転適性指導員

(4) 指定講習機関の管理者から実習の申出があった運転適性指導員

(実務実習の通知)

第 3 条 公安委員会は、実務実習を行おうとするときは、取消処分者講習に係る実務実習通知書(様式第 1 号)により、実習生が所属する指定講習機関の管理者に対し通知するものとする。

2 公安委員会は、実務実習の実施結果を取消処分者講習に係る実務実習結果通知書(様式第 2 号)により、実習生が所属する指定講習機関の管理者に対し通知するものとする。

(実務実習の方法)

第 4 条 実務実習の方法は、岡山県警察本部長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 5 月 22 日公安委員会規程第 5 号)

この規程は、公布の日から施行する。